

親子交流(面会交流)支援団体リスト

令和7年4月現在

	機関名	住所及び連絡先	支援対象エリア(対面での交流支援の場合)	利用に必要な経費等	備考
1	公益社団法人 家庭問題情報センター(FPIC) 機関のHP	〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 Tel:03-3971-3741 Fax:03-3971-8592 E-mail:aan29030@nyc.odn.ne.jp	東京相談室:東京23区を含む東京都内、さいたま県内 横浜相談室:神奈川県内 千葉相談室:千葉県内 新潟相談室:新潟県内 大阪相談室:大阪府下、兵庫県内(うち神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市のみ)、京都府下(うち京都市、長岡京市、向日市のみ)、その他当事者が指定の時刻(10時から午後3時まで)に入室できるエリア 名古屋相談室:愛知県内、岐阜県(うち岐阜市、多治見市、大垣市のみ)、三重県(うち四日市市、桑名市のみ) 広島相談室:広島県内 松山相談室:愛媛県内		●対応言語は、日本語及び英語となります。
2	社会福祉法人 日本国際社会事業団(ISSJ) 機関のHP	〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3階 Tel:03-5840-5711 Fax:03-3868-0415 E-mail:issj@issj.org	原則として東京近郊 (それ以外の地域は別途相談)		●国境を越えることで生じるさまざまな福祉問題について、ご相談に応じています。子どもの福祉を守るために、また、言葉や文化の壁を越え、ご相談者の個別のニーズに寄り添うために、ソーシャルワークを実践しています。 ●国際結婚・離婚にかかる相談にも電話、メール、面接などで応じています。 ●対応言語は、日本語及び英語となります。 ●外務省による支援の上限回数を超えた場合、原則、支援の継続はできません。
3	特定非営利活動法人 岡山家族支援センターみらい 機関のHP	〒700-0808 岡山市北区大和町1-1-10 Tel:070-5678-0226 Fax:050-3153-0704 E-mail:info@oks-mirai.jp	原則として岡山県	子どもの交流の実施に伴い発生した入園料・入館料等、事案によっては別途費用が発生します。	●対応言語は、日本語及び英語となります。
4	特定非営利活動法人 面会交流支援センター香川 機関のHP	〒760-0080 香川県高松市木太町3416-2 深妙寺内 Tel:090-1006-1190(日本語専用) E-mail:kameimi2018@gmail.com (日本語、英語、フランス語)	原則として香川県・徳島県 (それ以外の地域は別途相談)	※外務省の支援により、利用料の援助を受けられます。所定の回数を超える場合の費用は当事者負担となります。詳細は、それぞれの親子交流支援団体のホームページをご参照ください。	●対応言語は、日本語、英語、フランス語となります。
5	にじいろ面会交流支援 機関のHP	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング9階103 にじいろ法律事務所内 Tel:03-4400-6572 Fax:03-4400-6573 E-mail:odagiri@tiu.ac.jp	原則として東京近郊 (それ以外の地域は別途相談)		●対応言語は、日本語及び英語となります。
6	一般社団法人びじっと 離婚と子ども問題支援センター 機関のHP	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1 関内董友ビル5階 Tel:045-263-6565(日本語専用) E-mail:visit.contact.japan@gmail.com (日本語、英語) 申込URL:https://forms.gle/6oAK48mKRffh5qwh8 (日本語、英語)	原則として東京近郊 (それ以外の地域は別途相談)		●対応言語は、日本語及び英語となります。